

放射線測定のご案内

ゲルマニウム半導体検出器による放射能濃度測定

様々な媒体について、放射性物質の濃度核種ごとに測定します。

主として放射性セシウム (^{134}Cs 、 ^{137}Cs) の放射能濃度を測定しています。

ご報告する測定結果の下限値（検出限界）は、10Bq/kg（飲料水、水浴場水質は 1Bq/kg）を基本としていますが、ご要望に応じて変更いたします。ご相談ください。



容器： U-8 ラストウェア マリネ容器
 充填容量：（～100mL） （800mL） （2L）



媒体	主な基準値等 (^{134}Cs と ^{137}Cs の合計値)	
水道水	10 Bq/kg	水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて（平成 24 年 4 月 1 日適用／厚生労働省）
食品	飲料水 : 10 Bq/kg 牛乳、乳児用食品 : 50 Bq/kg 一般食品 : 100 Bq/kg	食品衛生法上の基準値（平成 24 年 4 月 1 日施行／厚生労働省）
きのこ原木・菌床用培地	原木及びほだ木 : 50 Bq/kg ※1 菌床用培地 : 200 Bq/kg ※1	きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について（平成 24 年 9 月 1 日施行／農林水産省・林野庁） ※1（乾燥重量）
調理加熱用の薪・木炭	薪 : 40 Bq/kg（乾重量） 木炭 : 280 Bq/kg（乾重量）	調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について（平成 23 年 11 月 2 日／林野庁）
木質ペレット	ホワイト、全木ペレット : 40 Bq/kg パークペレット : 300 Bq/kg ペレットストーブの燃焼灰 : 8,000Bq/kg	木質ペレットの当面の指標値の設定及び「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について（平成 24 年 11 月 2 日／林野庁）
水浴場	10 Bq/L	水浴場の放射性物質に関する指針について（平成 24 年 6 月 8 日環境省）
水田土壌	水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標(0.1)を前提とし、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生上の暫定規制値(500Bq/kg)以下となる土壌中の上限値 : 5,000 Bq/kg	稲の作付に関する考え方（平成 23 年 4 月 8 日／原子力災害対策本部）
飼料	牛・馬用 : 100 Bq/kg ※2 豚用 : 80 Bq/kg ※2 家きん用 : 160 Bq/kg ※2 養殖魚用 : 40 Bq/kg（製品重量）	放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成 23 年 8 月 1 日、平成 24 年 2 月 3 日・3 月 23 日／農林水産省）
肥料等	肥料・土壌改良資材・培土 : 400 Bq/kg（製品重量）	※2（製品重量、粗飼料は水分含有量 8 割ベース）

媒体	主な基準値等 (^{134}Cs と ^{137}Cs の合計値)	
汚泥肥料	原料汚泥 : 200 Bq/kg	汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて (平成 23 年 6 月 24 日/農林水産省)
脱水汚泥等 ※3	100,000 Bq/kg 超 : 可能な限り発生県内で、適切に放射線を遮蔽できる施設で保管する 8,000 超~100,000Bq/kg 以下 : 敷地境界から適切な距離(濃度より設定)をとることを前提に、通常時に脱水汚泥等を埋立処分している管理処分場埋立敷地内等に仮置きが可能。 8,000 Bq/kg 以下 : 跡地を居住等の用途に供しないこととした上で、土壌層の設置、防水対策等の適切な対策を講じた埋立処分が可能。	放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方(平成 23 年 6 月 16 日原子力災害対策本部) ※3 (浄水発生土、下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・溶融等を行った物)
	市場に流通する前 100 Bq/kg 以下	
廃棄物	8,000 Bq/kg 超 : 指定廃棄物として国が処理	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 (平成 23 年/環境省)
大気 (排ガス)	^{134}Cs (Bq/m ³) / 20 (Bq/m ³) + ^{137}Cs (Bq/m ³) / 30 (Bq/m ³) ≤ 1	
公共水域 (放流水)	^{134}Cs (Bq/L) / 60 (Bq/L) + ^{137}Cs (Bq/L) / 90 (Bq/L) ≤ 1	

Nal (TI) シンチレーションサーベイメータによる測定

現地で放射線の線量率を測定します。放射能濃度の簡易測定も可能です。

1. 環境中の空間線量率の測定

測定事例

- 学校・幼保育園
 - ・校庭、園庭
 - ・雨水・泥・土がたまりやすいところ等
- 海水浴場砂浜
- 廃棄物保管場所



2. 食品中放射能の簡易測定

食品(水を含む)の放射線量を測定し、それが全て放射性セシウム 137 に由来するものとして放射能に換算します。(「緊急時における食品中の放射能測定マニュアル」(厚生労働省)に準拠)

診療X線管理区域漏洩線量測定

X線診療室の画壁外側、管理区域境界、敷地境界、病院・診療所内居住区域境界、病室等におけるX線量を、電離箱式サーベイメータで測定します。(JIS Z 4716 準拠)



一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp URL : https://www.jo-kan.or.jp

お問合せ窓口 : 業務課 又は 検査三課